国民年金はあなたの加入をお待ちします

最近、老人問題が、新聞やテレビで、大きく取りあげられるようになっています。それは、寿命が伸び、全人口に占める老人の割合が増え「高齢化社会」などといわれ、種々の老人問題が、身近かにおきてきたからでしょう。こうした老人問題を、経済的に解決するには、何といっても「年金制度」なしには考えられません。それは、わずかな保険料で、老後が保障されるからです。

年金という制度
老人問題に経済的光を

「年金制度」とは、働けるうちに、少しずつお金を積み立て、働けなくなってから、決められたお金を受け、暮らしていく—というしくみをいいます。こうした「年金制度」のうち、厚生年金保険、船員保険、各種の共済組合などの、被用者年金の適用を受けていない「一般市民」—つまり、農林水産業、自営業や家庭の主婦—に対して、老齢、廃疾または死亡などに関して、必要な給付を行なうのが「国民年金」なのです。

この「国民年金」は、拠出制年金を基本として、それに無拠出の福祉年金を併用しています。

拠出年金というのは、若い時に自分で保険料を積み立てていって年をとってから年金を受けるもので、福祉年金の方は、国民年金ができた当時、拠出年金の要件に該当しなかった方々に、保険料を積み立てなくても、年金を給付するものをいいます。

すでに保険料を積み立て終わり年金を受給されている方々は「最初、勧められても実感がわかなかった。一か月四百五十円の保険料が一か月一万二千五百円—来年一月から—いただけるなんて！」と、喜びでいっぱいです。

国民年金 加入の手続きを
「5年年金」が復活

◇◇◇対象はサラリーマンを除くほとんど◇◇◇

国民年金は、会社員や公務員などを除いた農林業・漁業・自営業などに従事するほとんどの人を対象として加入が義務づけられています。また、そのほか希望で加入できる任意加入もあります。

▽強制加入△

必ず加入しなければならない人は日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の日本国民で厚生年金または共済年金・船員保険などに加入していない人です。

なかでも昭和十三年四月一日以前に生まれた人で、未加入の人はこの際加入しないと将来年金を受けることができなくなる人もでてきます。それでは、老後の生活を保障してくれるせっかくのこの制度が泣こうというものです。もう一度、自分自身の将来について考えてみましょう。

▽任意加入△

希望で加入できる人は、ご主人が厚生年金または、共済年金・船員保険などに加入している奥さん（奥さん自身が厚生年金、共済年金などに加入している場合は加入できません）と学生（定時制◎通信制の高校生と夜間・通信制の大学生は除きます）は、希望で加入することができます。もちろん、奥さんが働いていて、ご主人が無職という場合のご主人も対象となります。

◇◇◇五年年金の加入を再開◇◇◇

昭和四十八年四月一日現在で、満六十二歳から満六十六歳までの人（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人）で過去に十年年金や五年年金に加入しなかった人を対象にふたたび五年年金への加入の機会が設けられました。

☆**加入の申出期間**　昭和四十八年十月一日から四十九年三月三十一日までとなっていますが、五年年金加入該当者には最後のチャンスです。一人ものこらず必ず加入しましょう。

☆**保険料**　月額九百円で加入の時期は昭和四十五年六月にさかのぼります。ですから昭和五十年六月三十日までに過去三年六か月分の保険料三万七千八百円を余計に納めなければなりません。（分割納入もできます）

つまり、五年年金に加入すると昭和五十年六月までに、掛金の総額五万四千円を納めればよいことになります。

☆**年金**　毎年九万六千円（月額八千円）支給されますので、非常に有利なことがおわかりいただけると思います。

なお、保険料は昭和四十九年一月から納入できます。

◇◇◇付加年金で多くの年金◇◇◇

将来もっと多くの年金を受けたい人には付加年金（加算年金）という制度があります。この制度は「元気でいるあいだにもっと保険料を納めておいて年をとってからより高い年金をうけるようにしたい」という皆さんの強い要請にこたえて設けられました。

これは、定額保険料月額五百五十円（昭和四十九年一月から九百円）のほかに付加保険料三百五十円（昭和四十九年一月から四百円）を合わせて掛けるものです。

一例をあげて、付加年金に加入した場合と加入しない場合の受ける年金額を比較しますと次のとおりです。（昭和四十九年一月より）

種類＼年数	25年	30年	35年	40年
定額保険料のみの場合	円 240,000	円 288,000	円 336,000	円 384,000
付加保険料を加えた場合	300,000	360,000	420,000	480,000

◇◇◇公的年金から国民年金へ◇◇◇

厚生年金など、他の公的年金を受ける資格期間に達せず退職した場合、引きつづき国民年金にご加入ください。他の公的年金制度に加入していた期間と国民年金制度に加入していた期間をつなぎ合わせて年金を支給する制度が用意されています。また、この逆に国民年金から、他の公的年金制度へのつなぎ合わせもできます。

▽通算される公的年金△

国民年金・厚生年金保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・公共企業体職員等共済組合・農林漁業団体職員共済組合です。

◇◇◇年金を受けるに必要な加入期間◇◇◇

年金を受けるには、保険料を二十五年以上（免除された場合、その期間も含めて）納めなければなりません。

ところが加入期限は満六十歳までですから、国民年金制度が始まった昭和三十六年四月一日現在ですでに満三十五歳以上の人は二十五年に満たないことになります。

そういう人のためには、年令に応じて、十年から二十四年まで短縮されて受給資格が得られます。

国民年金の種類（拠出）

種類	該当者
老令年金	満60才まで保険料をかけて65才から年金が受けられます。
通算老令年金	厚生年金などに加入している人がやめて国民年金に加入した場合、期間を合算して25年以上となる人はそれぞれから年金を受けられます。
障害年金	国民年金に加入し（保険料納入が1年以上）不幸にして障害者（1、2級）になったときに年金が支給されます。
母子年金	国民年金に加入（保険料納入が1年以上）している妻が夫をなくし、18才未満の子といっしょにいるときに年金が支給されます。
準母子年金	国民年金に加入していた両親がなくなり18才未満の子と生計を同一にする姉または祖母に母子年金と同じ年金額が支給されます。
遺児年金	国民年金に加入していた両親がなくなり18才未満の遺児がある場合、その遺児に母子年金と同じ年金額が支給されます。
寡婦年金	国民年金に加入して60才まで保険料をかけ終った夫が年金を受けずになくなったときにその妻に夫の受ける年金額の2分の1を60才から64才までの間支給されます。
死亡一時金	保険料を3年以上かけた人が年金を受けずになくなったときに期間に応じてその遺族に一時金が支給されます。一時金は最低17,000円以上52,000円までです。

保険料はこのように納入を

保険料納入の方法

あなたの住んでおられる町内の保険料とりまとめ人に納入するか、または市役所国民年金課、地区事務所、連絡所へ納入してください。納入の月は次のとおりです。

一～三月分の保険料は三月末日迄
四～六月分の保険料は五月末日迄
七～九月分の保険料は八月末日迄
十～十二月分の保険料は十一月末日迄。

保険料は必ず納めて

保険料は月額五五〇円（昭和四九年一月から九〇〇円）付加年金に加入されますと三五〇円（昭和四九年一月から四〇〇円）を加えて納めることになります。

保険料は遅くとも納期限迄には必ず納めるようにしましょう。保険料を期日迄に納めておかないと万一けがをしたり、不幸にしてご主人になくなられたりしたときなど障害年金や母子年金が受けられないということにもなります。また保険料は納期限から二年を過ぎると時効にかかって納められなくなります。

年金を受けるには、一定の期間（二十五年以上（昭和五年四月一日以前に生れた人は生年月日に応じて二十四年から十年に縮めてある））保険料を納める（または免除を受ける）ことが必要です。

保険料を溜めてしまうと額が大きくなって一度に納めにくくなりいざというとき滞納があるためにせっかくの年金が受けられなくなっては困ります。忘れずに納めましょう。

保険料の特例納付

国民年金の保険料は未納のまま納期限から二年を過ぎると納入できなくなっておりましたが長期間保険料を滞納している人の中にはこのままでは将来老令年金を受けるために必要な資格期間を満たすことができない人が生じます。これらの人のために昭和四十九年一月から五十年十二月三十一日までの間に限って過去二年以上の未納保険料が納められます。保険料は月額九百円ですが、この際未納の保険料を納入して年金を受ける資格をとりましょう。

また未加入者もこの際年金を受ける資格期間を満すまでさかのぼって加入できますので、老後に備えて必ず加入いたしましょう。

保険料の免除

生活が苦しくて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除されます。

保険料の免除を受けた期間も保険料を納めた期間と同じく年金額の計算の対象となりますが、免除をうけないで保険料を滞納するとその期間は年金額の計算から除かれます。

保険料免除には次の二つの場合があります。

一、法定免除

次のような要件に該当した場合は、届出をすれば免除になります。

㈠国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子、準母子福祉年金を受けているとき。
㈡生活保護法による生活扶助を受けているとき。
㈢らい予防法によって生活援助を受けているとき
㈣国立らい療養所や保養所に入っているとき。

二、申請免除

次のような事情で生活が苦しいときは、市に申請をしてください一定の基準により審査のうえ、免除されます。

㈠所得がないとき
㈡生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき。
㈢市町村民税で障害者や寡婦の取扱いを受けている人で年間所得が四十三万円以下であるとき。
㈣その他保険料を納めることが著しく困難であるとき。

保険料の追納

免除を受けた人が、その後生活がよくなり保険料を納める場合は免除の期間の十年間は時効に関係なく、もとのままの保険料で納入することができます。

ほほえみは心のゆとりから

多くの人が、自分の老後に不安をもっていることは、いろいろな世論調査にあらわれています。だれしも、日々の生活を心にゆとりをもって送りたいのは当然のこと。しかし将来に不安があってはそれもかないません。年金で老後の不安の一つをなくしましょう。

年金の必要性を痛感して

年金委員　山田初男（上新栄町）

私は、先般、国民年金委員の光栄ある辞令を受けて、感激しているもののひとりである。

また、自治会長として、常に町内の環境整備はもちろん、これと平行して、社会福祉・老人福祉の充実の必要性を痛感している。が、この意味が、何といっても、老後の生活安定を図るため、ひとりでも多く、国民年金制度に加入することが、今までの実例からも、最も安全で確実な手段であると、自信をもって加入促進に努力している次第である。

この結果、夫を亡くして「母子年金」を貰った未亡人とか「障害年金」を受けるようになった人から、年金に入ってよかった！と、喜ばれるのは、ほんとうに、自分のことのように嬉しいものである。

とくに、私のところは、新開地であり、転入者が多いが、その人たちには、先ず、家庭訪問をして、年金加入の有無を確めることにしている。

時には、生命保険のセールスとまちがえられるのではないかと、妙な気持になることもあるが、町内の任意加入すべき人の、約七割の加入をみた。

今は、保険料の集金の苦労もたいへんであるが、やがて、その人々から、入ってよかったと、喜ばれる日が来ると思うと、なんとなく、ほのぼのとした気持になる、わたしである。

福祉年金の拡大

老齢福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生まれた人が、満七十歳に達したとき、対象になります。年金額は、月額三、三〇〇円から五、〇〇〇円に引き上げられました。

また、障害福祉年金・母子福祉年金なども、それぞれ年金額が引き上げられ、同時に、新らたに、二級障害程度も、支給の対象となりました。

なお、本人や扶養義務者の、所得制限額の引き上げも、行なわれます。